

学校教職員による地域クラブ活動指導者の兼職に関するガイドライン

(趣旨)

第1条

このガイドラインは、みよし市立学校の学校教職員が、地域クラブ活動の指導者として兼職するに当たり、申請、許可、服务等の取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条

このガイドラインにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) みよし市立学校市内の学校教育法昭和22年法律第26号第1条に規定する小学校、中学校及び義務教育学校をいう。
- (2) 学校職員みよし市立小学校、中学校及び義務教育学校管理規則昭和62年みよし市教育委員会規則第8号第13条に規定する職員をいう。
- (3) 地域クラブ活動は、地域移行の取組を行う文化又はスポーツの団体をいう。
- (4) 兼職学校職員が、地域クラブ活動との勤務に関する契約を結んだ上で、指導者として指導することをいう。

(兼職の申制)

第3条

兼職を行おうとする学校職員は、みよし市職員の職務に専念する義務の特例に関する規則（平成元年三好町規則第2号）に規定する兼職(兼業)承認願を、当該学校職員が勤務する学校の学校長を経由して、教育長に提出しなければならない。

(兼職の承認)

第4条

- (1) 教育長は、前条の規定による申請があったときは、書類の内容を審査し、兼職の承認の可否を決定し、申請者に通知するものとする。
- (2) 教育長は、前項の規定により兼職の承認の可否を決定したときは、申請者が勤務する学校の学校長に対して、直ちにその結果を通知するものとする。

(兼職の非承認)

第5条

教育長は、申請者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、兼職を承認しない。

- (1) 申請者が、兼職を望んでいないとき。
- (2) 申請者の学校職員としての労働時間と兼職として地域クラブ活動の業務に従事する時間を通算した時間から労働基準法(昭和22年法律第49号)に規定される法定労働時間(原則として1日8時間、1週40時間)を差し引いた時間(以下「時間外労働時間」という)が、ひと月当たり100時間未満、複数月平均80時間以内とならないことが見込まれるとき。
- (3) 兼職により、勤務する学校での職務遂行に支障を来すおそれがあると認められるとき。
- (4) 兼職により勤務しようとする団体及びその役員等が、勤務する学校等と密接な関係にあ

り、学校運営上好ましくないと認めるとき。

(5) 兼職により勤務しようとする団体での勤務が、公務員としての職の信用を傷つけ、又は学校職員の職全体の不名誉になるおそれがあると認めるとき。

(6) その他、教育長が認めるとき。

(服務)

第6条

兼職を行う者は、兼職に当たり、次の各号の規定を遵守しなければならない。

(1) 学校職員としての勤務時間中に、兼職の業務に従事してはならない。

(2) 兼職の業務への従事は、原則として、休日、週休日の学校職員としての勤務時間以外の時間とする。

(3) 学校職員としての業務と兼職の業務が重なった場合は、学校職員としての業務を優先しなければならない。

(4) 兼職の業務中に、急遽、学校職員としての勤務が必要となった場合は、校務に復帰しなければならない。

(5) 兼職の業務の従事中に起きた事故については、地域クラブ活動の運営主体が責任を負うものとする。

(6) 兼職を行う者の個人情報の取扱いについては、地域クラブ活動の規定に準ずる。

(勤務時間)

第7条

兼職を行う者の労働時間は、次の各号に定めるところによる。

(1) 兼職を行う者の労働時間は、学校職員としての労働時間と兼職の業務に従事する時間を合算した時間とする。

(2) 時間外労働時間は、労働基準法に基づき、原則として、月当たり45時間以内、年間360時間以内とする。ただし、兼職を行う者、地域クラブ活動及び兼職を行う者が勤務する学校の校長が合意する場合に限り、複数月(6月以内)平均80時間以内、年間720時間以内とする。また、月当たりの時間外労働時間の上限は100時間とする。

(3) 兼職を行う者が、学校内の施設において、兼職の業務に従事したときは、その従事した時間は、学校職員としての勤務時間とはならない。

(兼職を行う者と地域クラブ活動の運営主体との契約)

第8条

兼職を行う者と地域クラブ活動との勤務に関する契約は、当該団体での業務内容、報酬等の内容に関し、双方が合意した上で、直接行うものとする。

(報酬)

第9条

兼職に係る報酬等は、次の各号に定めるところとする。

(1) 兼職を行う者は、兼職の業務に従事した際の報酬等を当該団体から受け取ることができる。

(2) 兼職を行う者の兼職に係る報酬等は、兼職を行う者と地域クラブ活動との直接の契約において決定されるものである。

(3) 兼職を行う者は、兼職により得た報酬等に関し、確定申告等を含め、その管理は自身が

行う。

(4) 学校職員として勤務する場合は、地域クラブ活動からの報酬は発生しない。

(兼職の承認の取消し)

第10条

教育長は、次の各号の一に該当するときは、兼職の承認を取り消すことができる。

- (1) 第5条各号の一に該当するとき。
- (2) 兼職により、心身の疲労等健康に悪影響がみられるとき。
- (3) 兼職の承認の取消しの申し出があったとき。

(実態調査)

第11条

教育長は、必要に応じ、学校職員の兼職の状況について調査を行うことができる。

附則

(施行期日)

このガイドラインは、令和5（2023）年■月●日から施行する。